

# 山形県における夜間中学の 在り方に関する報告書

令和7年11月  
山形県夜間中学在り方検討委員会

## はじめに

大学の教職課程の授業で、日本国憲法 26 条「教育を受ける権利」、「教育機会確保法」について説明します。その講義の中で、「一本のペンと一冊の本で世界を変えることができる」と学ぶことの意味を訴えたマララ・ユスフザイさん、フィリピン・セブ島のマクドナルドの灯火の下で勉強するホームレスの少年の話を紹介します。

想像もつかないような混乱や状況の中で「平等に学ぶことができない現実」、そして同時に学ぶことの意味や意義について考える、知る機会となってくれればと思っています。

講義の中で私は、「学ぶこと」は「まねく」のだと話します。

- 1 つ目 学ぶことは わからない知りたいという気持ち招く
- 2 つ目 学ぶことは困ったときに解決する方法を知る（招く）
- 3 つ目 困ったときに助けてくれる友達を招く
- 4 つ目 進路や生き方など選択肢を招く
- 5 つ目 惑わされないしっかりと判断できる心を招く
- 6 つ目 自分の命、人の命を大切にできる心を招く
- 7 つ目 幸せな、平和な、豊かな生き方を招く

健康や経済的な理由、戦後の混乱、様々な理由のために、学校から遠ざかったり、学びたくとも学ぶことができなかつたりした方々がいらっしゃいます。そうした方々が、勇気を出して立ち上がったときに、学び直しが出来る、豊かな生き方の礎となる機会を得ることができます場や時間が必要だと思います。

設置等にあたっては、私たち委員の思いを受け入れていただき、県が先達となりながらも、市町村教育委員会と共に、県民の多様な学びを保障する場として、夜間中学が開校することを望んでいます。

皆様方のご協力を得て、この度報告書が完成しました。これまでの委員の皆様の真摯な前向きなご意見、ご協力に感謝を申し上げます。具体的な設置場所、教員の配置などまだまだ課題や困難が想定されますが、この会の意義や学ぼうとしている方々を尊重した夜間中学校となりますよう。

令和 7 年 1 月

山形県夜間中学在り方検討委員会  
委員長 澄江 学美

## 目 次

《参考资料》

- ・山形県夜間中学在り方検討委員会設置要綱、委員名簿
  - ・第1回～第4回　夜間中学在り方検討委員会資料及び議事録

## 1 夜間中学設置の背景・経緯

### (1) 夜間中学とは

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障するものとなっている。
- 夜間中学は昼間の学校と同じ、学校教育法第一条による中学校である。このため、公立の場合、授業料は無償であり、授業日は平日の週5日間となる。また、教員免許を所有する教員が指導し、全ての課程を修了すれば中学校卒業となる。
- NPOなど民間が設置する、いわゆる「自主夜間中学」は学校として認可されておらず、中学校の卒業資格は得られないが、活動頻度を自由に設定できるなど、様々な事情を持つ方々に対応した学びの場となっている。(なお、本報告書の夜間中学は公立の夜間中学をいう。)

### (2) 政府の方針

- 夜間中学は、昭和20年代初頭、十分に義務教育を受けられなかった生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、中学校に付設する学級として設置された。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月7日成立)  
本法律第14条で、地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずることとされている。
- 菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)  
「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」と答弁している。
- 第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)  
「夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担って

いることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」としている。

## 2 夜間中学の現状

### (1) 全国の設置・検討の状況

- 夜間中学について、設置済、設置予定又は検討中（本県含む）は、令和7年4月現在41都道府県である。

#### <内訳>

- ・設置済み：32都道府県に62校

うち、県立：11校（徳島、高知、静岡、群馬、鳥取、佐賀、熊本、石川、愛知、三重、鹿児島）

市区立：50校

私立：1校

- ・設置予定：6県

（R8）栃木県、福井県、大分県、和歌山県、愛知県（3校）

（R9）長野県軽井沢町

（開校時期未定）新潟県新潟市、富山県

- ・検討中：3県 山形県、青森県、山梨県

（出典）文部科学省ホームページ

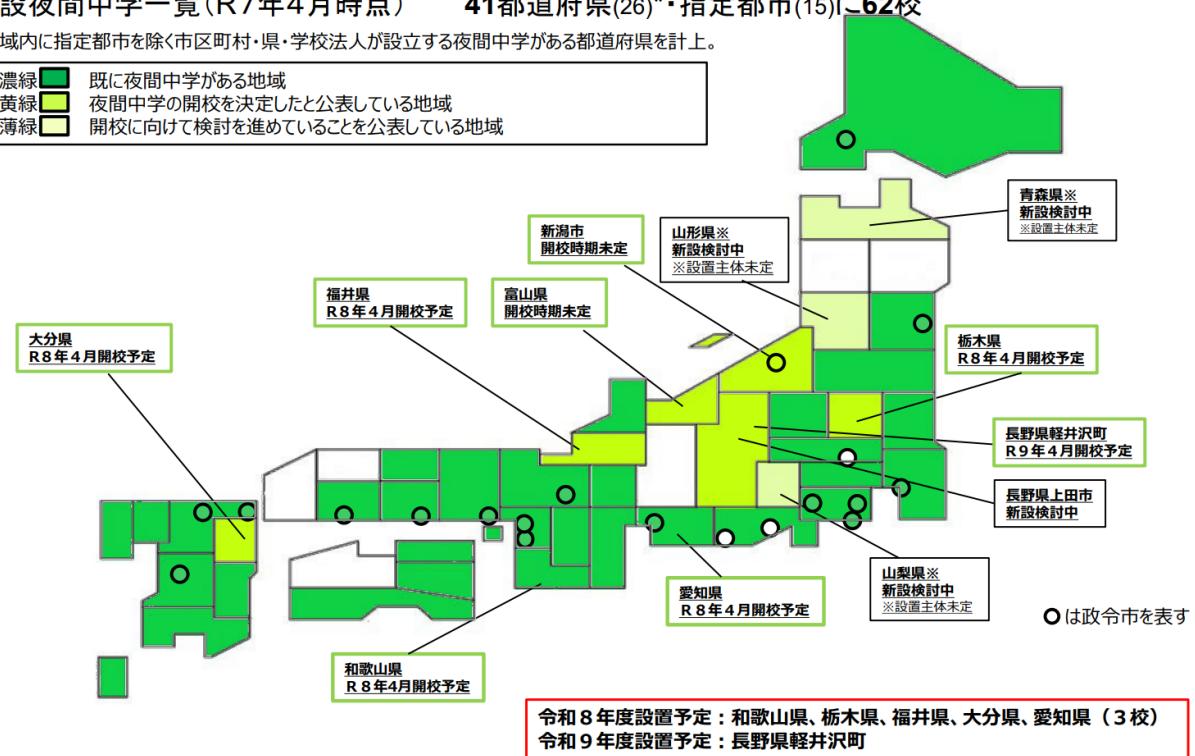
### 【全国の夜間中学の設置・検討状況】

## 夜間中学の設置・検討状況①

### 既設夜間中学一覧(R7年4月時点) 41都道府県(26)\*・指定都市(15)に62校

\*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。

濃緑：既に夜間中学がある地域  
黄緑：夜間中学の開校を決定したと公表している地域  
薄緑：開校に向けて検討を進めていることを公表している地域



（資料）文部科学省ホームページ

## (2) 本県の状況

### ① 県内の未就学者の状況

- 令和2年の総務省国勢調査によると、未就学者は893名、最終卒業学校が小学校（義務教育未就学）の者は15,894名である。
- このうち、外国人（在留資格があり日本国籍ではない方）の未就学者は13名で、外国人で最終卒業学校が小学校の者は43名である。

### ② 県内の不登校児童生徒の状況

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、小学校では令和元年が278名だったのに対し令和5年が785名と約2.8倍、中学校では875人に対し1,554名と約1.8倍となっている。

#### 【本県の不登校児童生徒数の推移】

(単位:人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校の不登校児童数	278	344	428	685	785
中学校の不登校生徒数	875	882	1,126	1,388	1,554

※県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ③ 県内の困難を有する若者等の状況

- 令和5年の本県における困難を有する若者等<sup>\*</sup>は512人で、10代の出現率（各年代の総人口における該当者数の割合）は前回調査（H30）の2倍である。

年 代	平成30年		令和5年	
	人 数	出 現 率	人 数	出 現 率
10代	57人	0.11%	99人	0.22%
20代	188人	0.22%	123人	0.16%
30代	384人	0.33%	290人	0.30%
計	629人		512人	

山形県子育て応援部が実施した 「令和5年「困難を有する若者等に関するアンケート」」  
→県内の民生委員・児童委員・主任児童委員 2,822人対象

※ 同調査における「困難を有する若者等」の定義

- (1) おおむね15歳から40歳までで、次のいずれかに該当する方
    - ① 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方
    - ② 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々は買い物などで外出することもある方
  - (2) おおむね40歳以上の方で、上記と同様の状態にある方
  - (3) 上記に準じる方で、ニートなど、民生委員・児童委員及び主任児童委員からみて心配な方、また、家族の方から支援などについて相談があったことのある方
- ※ いずれも、重度の障がいや重度の疾病により外出できない方を除く

#### ④ 県内の外国人の状況

- 県内の在住外国人人口は年々増加傾向にあり、直近調査の令和5年度が過去最多となっている。

〈内訳；人〉

国籍別：ベトナム(2,677)、中国(1,830)、韓国(1,363)

在留資格別：永住者(3,302)、技能実習(2,513)、特定技能(883)

- 県内の外国人労働者数も年々増加傾向にあり、同様に直近調査の令和5年度が過去最多である。

(参考；令和6年1月は6,661人（山形労働局まとめ）)

〈内訳；人〉

国籍別：ベトナム(2,293)、中国(1,936)、フィリピン(678)

産業別：製造業(2,940)、建設業(545)、その他サービス業(515)

#### 【本県の在住外国人人口及び外国人労働者数の推移】

(単位:人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
県内在住外国人人口(※1)	7,945	7,717	7,331	7,955	9,111
県内外国人労働者数(※2)	4,496	4,744	4,427	4,600	5,743

※1 山形県国際人材活躍・コンベンション誘致推進課（現 多文化共生・国際交流推進課）調べ

※2 厚生労働省山形労働局調べ

#### ⑤ 夜間中学ニーズ調査の結果

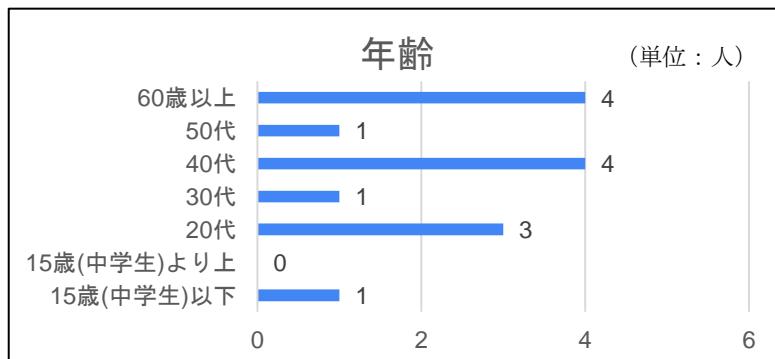
##### 〈調査概要〉

- ・調査期間；令和7年6月9日～7月31日
- ・調査方法；インターネット、はがきによる回答
- ・調査結果；回答数：71件（インターネット回答：62件、はがき回答：9件）

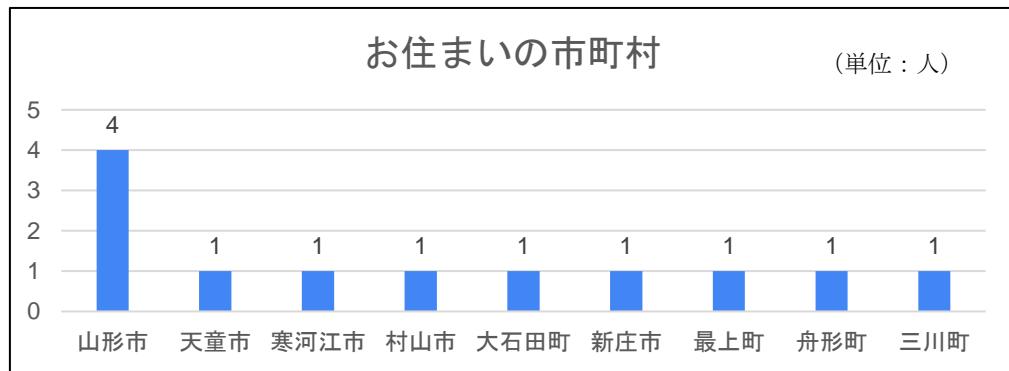
##### 〈調査結果〉

###### ア 夜間中学で学んでみたい方（回答：14件）

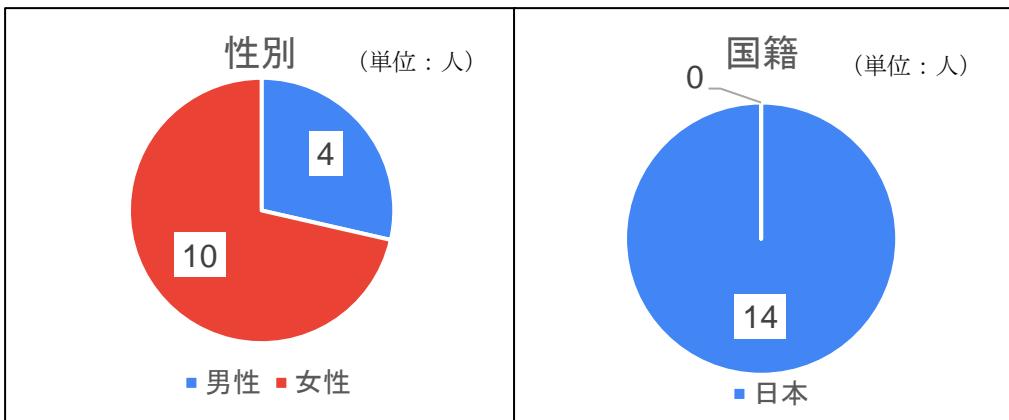
- ・年齢別では、40代、60歳以上が各4名で最も多く、次いで20代が3名



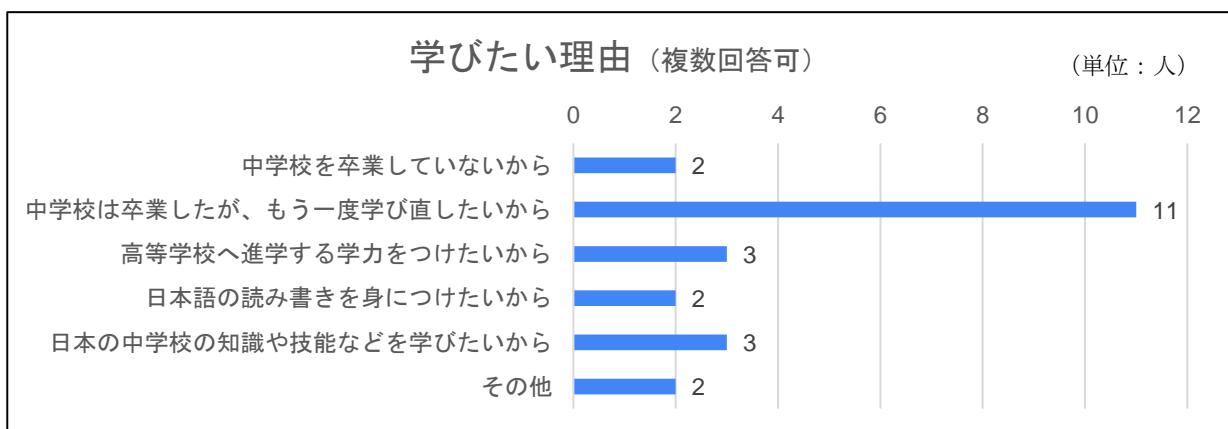
- 居住市町村別では、山形市が4名で最も多く、次いで天童市、寒河江市、村山市、大石田町、新庄市、最上町、舟形町及び三川町が各1名  
(地域別では村山地域が8名、最上地域が3名、庄内地域が1名)
- 市町村無回答2名



- 性別は女性が10名、男性が4名であり、国籍は全員日本人



- 学びたい理由は、「中学校は卒業したがもう一度学び直したいから」が11名で最も多く、次いで「高等学校へ進学する学力を身につけたいから」「日本の中学校の知識や技能を身に付けたいから」がそれぞれ3名



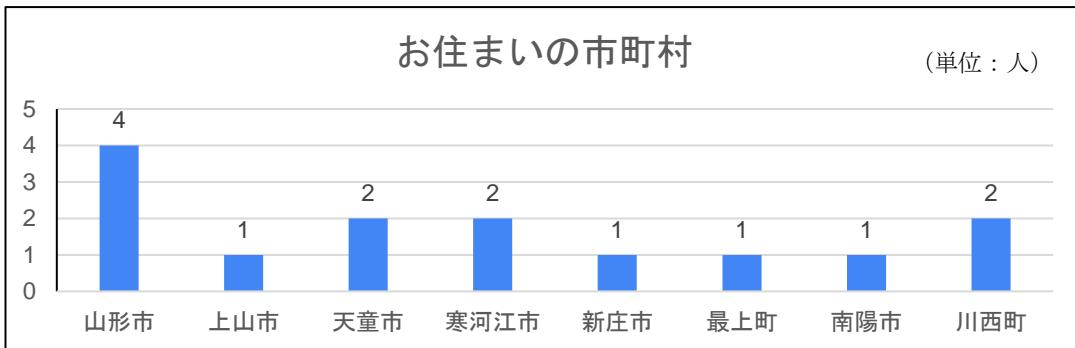
<その他の学びたい理由>

- 中学は卒業したが、当時は授業についていくのが大変だった。今の年齢になり発達特性があることがわかったが、学び直せるなら学び直したいとずっとと思っていた。
- 外国にルーツがあるため、もう一度学び直したい。

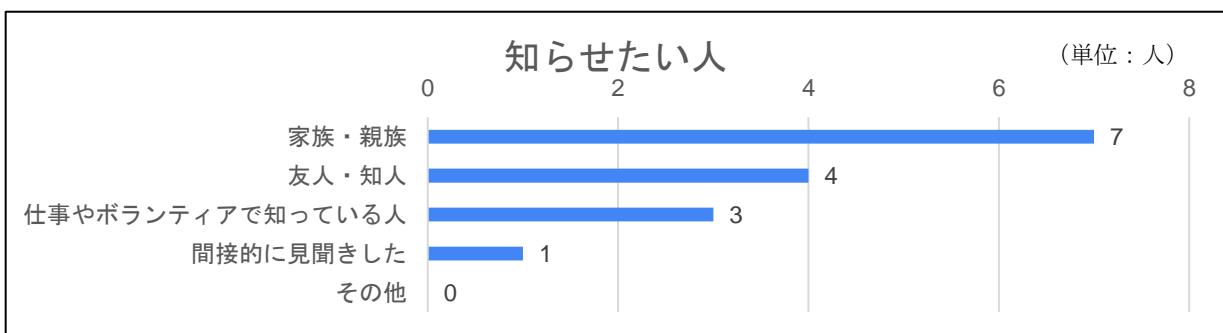
#### イ 夜間中学について知らせたい人が身近にいる方（回答：17件）

- 居住市町村別では、山形市が4名で最も多く、次いで天童市、寒河江市、川西町が各2名（地域別では村山地域が9名、最上地域が2名、置賜地域が3名）

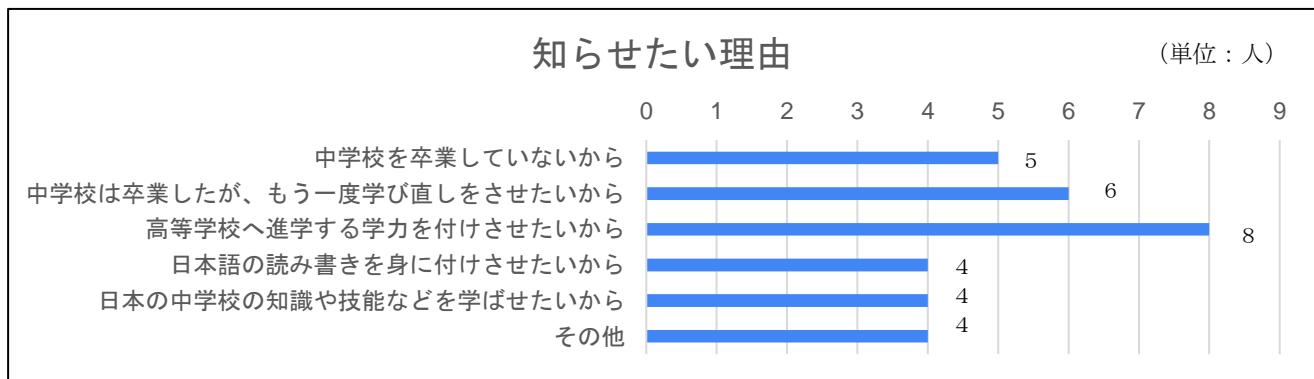
市町村無回答3名



- 知らせたい人は、家族・親族が7名で最も多く、次いで友人・知人の4名



- 知らせたい理由は、「高等学校へ進学する学力をつけさせたいから」が8名で最も多く、次いで「中学校は卒業したがもう一度学び直しをさせたいから」が6名



##### <その他の知らせたい理由>

- 中学を卒業できた方が人生の選択肢が増えるから。
- 義務教育卒レベルの知識や技能が十分に養われる機会がまだあることを伝えたいから。

##### <現在学齢期の人に対し知らせたい理由>

- （夜間中学は学齢期を過ぎた方を対象としているが、回答されたご意見を参考まで掲載）
- 現在通っている学校が合わないため。
  - 不登校になり、出席日数関連で高校入学ができないかもしれないから。

## ウ 夜間中学についての意見（自由記載での意見総数：18件）

### ＜設置に肯定的な意見 16件の概要＞

- ・自分は、いわゆるヤングケアラーだった。また、思春期で心身が不安定となり不登校だった同級生も、自身の周囲に多くいる。もし夜間中学が設立されるならば、ぜひ学んでみたい。
- ・県内4地域に夜間中学を設置してほしい。（同様の意見：全2件）
- ・県内に1校のみの設置の場合は、オンライン授業とスクーリングを併用してはどうか。
- ・授業は、毎日ではない方が受けやすい。また、卒業を目的としなくとも、例えば数学だけ学ぶといった、コース選択があれば良いのではないか。
- ・日本語の知識がほとんどない、あるいは日本文化などの知識がない外国人が、夜間中学で学ぶことを奨励すべきではないか。（同様の意見：全2件）
- ・コロナ禍のときに通信制高校に進学した人たちは、動画視聴してレポート提出、採点が良ければ単位は取れたが、友達づくりの機会がなかった。このような人たちのために学び直しの場があれば自信がつくのではないか。

### ＜設置に否定的な意見 2件の概要＞

- ・夜間中学を設置するのではなく、不登校生徒に対応しているオンライン学校を活用するほうが良いのではないか。
- ・公費による夜間中学は必要ない。必要ならば自費にて学ぶべきではないか。

## ⑥ 夜間中学に係る市町村の意向調査の結果

### ＜調査概要＞

- ・調査期間；令和7年8月8日（金）～8月29日（金）
- ・調査対象；県内の全市町村教育委員会

### ＜調査結果＞

#### ア 市町村における「夜間中学」に関わる状況について

- ・市町村立て設置意向を持つ市町村はない



**イ 県立て設置する場合に、自治体所有の施設で夜間中学として活用できる施設があるか**

- ・「活用できる施設等がない」 32 団体、「活用できる施設等がある」 3 団体

**ウ 調査後の市町村教育委員会へのヒアリングから**

**a 市町村立て夜間中学を設置する意向がないと答えた理由**

- ・自分の市町村にニーズがない。ニーズの把握ができない。市町村の人口から考えたときに、ニーズがあったとしても希望者が少ないと考えられる。
- ・経営していく体力がない。人口が多く、交通の便がよい市ほうが望ましい。
- ・施設がない。設置場所を検討した時に交通の利便性が悪い場所になってしまふ。
- ・財源や労力を考えると、学校の統合等の他の教育課題を優先せざるを得ない。

**b 県立て設置する場合に提供できる施設がないと答えた理由**

- ・施設については他の用途で検討中である。
- ・既存施設は交通の利便性が悪い。
- ・現在使用中の小中学校の校舎を夜間中学と併用する際、トラブルや地域の反応が心配される。

### **3 本県における夜間中学の在り方の方向性**

このような夜間中学設置の背景・経緯及び現状を踏まえ、本県における夜間中学の在り方の方向性を以下のように示す。

#### **(1) 本県への設置の必要性**

- 国勢調査等から、本県にも最終学歴が小学校の方や不登校経験者、困難を有する若者等が一定数いる実態がある。教育機会確保法の趣旨や国の方針、全国の設置状況などを踏まえると、このような方々に学習する場を提供するため、教育機関として夜間中学を早期に設置する必要がある。

#### **(2) 目指すべき学校の姿**

- 夜間中学には、最終学歴が小学校の方等の学び直しができる場であることや、学校に通い、仲間と共に学ぶ機会を提供することが期待される。また、様々な年代層の生徒や不登校経験者等の事情を抱える生徒、外国籍の生徒等が集まることで、多様な学び合いを進められることが重要である。
- こうしたことから、本県の夜間中学は、このような方々が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるよう、学びを通して一歩ずつ前進し、多様な仲間と共に学び合い、学習活動を通じて達成感を得られる学校を目指すことが求められる。

#### **(3) 設置主体**

- 夜間中学の設置主体については、中学校の教育課程のノウハウを有するとともに、通学の便が良いこと等から、全国的には市町村となっている事例が多い。
- 一方で、対象となる生徒が散在していることから、夜間中学のニーズ把握が難しく、学校統廃合等の課題を抱え、人的、財政的にも新たな学校設置が困難である市町村もあることなどから、県内市町村では設置意向がない状況にある。
- 以上を踏まえれば市町村による設置が望ましいが、まずは県でパイロット的に1校設置し、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつノウハウを蓄積し、生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対しそのノウハウ等を提供し、設置検討が進められるようにすることが望まれる。

#### **(4) 設置場所**

- ニーズ調査等の居住地別人数を踏まえるとともに、夜間中学の教育課程の時間帯等を総合的に勘案し、駅やバス停が近いこと等により、夜間でも公共交通機関を利用し自分で通学できること、保護者の送迎や自分で運転して通学する

生徒向けの駐車スペースが近隣にあるなど、広域的な通学を考慮した設置場所が望ましい。

#### (5) 入学対象者

- 入学対象者については、様々な理由により中学校を卒業できなかつた方、不登校などで十分に学ぶことができないまま中学校を卒業した方、日本で義務教育を受けることを希望する外国籍等の方を基本とし、ニーズを見ながら対応していくことが重要である。

## **4 県として引き続き検討すべき事項**

3で示した、本県における夜間中学の在り方の方向性に加え、県が引き続き検討を進めるべきものとして出された意見を以下のとおり示す。

### **(1) 設置に向けて留意すべき事項**

- コース制の採用や、学年設定や学級編制、入学時期や修業年限、卒業要件などに柔軟な対応を求める。
- 学齢期の不登校生徒も受け入れてはどうかという意見がある一方で、夜間中学で受け入れている全国の自治体は検討中を含めて少なく、学びの多様化学校での対応を検討する方が現実的である。
- 多様な年齢層の生徒や外国人等と一緒に学ぶことは良い点だが、様々な課題を抱えている生徒や他者との関わりにおいて配慮が必要な生徒に対応するための工夫（例；教室に仕切りを設けること等）も必要である。
- オンライン授業や対面・オンラインのどちらでも参加できるハイブリッド授業、サテライト教室の設置など、遠方の生徒にも対応できるような取組みも検討してほしい。
- 早期開校を目指すために、校舎については既存の現有施設の活用についても検討すべきである。
- 夜間中学の特性上、多様な背景を持つ生徒が入学してくることが想定されるため、入学してきた生徒の状況を見ながら必要な支援スタッフの拡充も検討してほしい。

### **(2) 関係機関との連携**

- 夜間の運営や学習指導、生徒指導に関するノウハウを高めるため、定時制・通信制高校や市町村に設置されている教育支援センター等との連携が必要である。
- また、働きながら通学する方や外国籍の方の学校生活を支援するため、商工団体や国際交流団体や福祉部局等、様々な機関と連携をすることが必要である。さらに、様々な困難を抱えている方を支援するため、市町村の福祉部局等とも連携してほしい。
- 将来、就労を希望する生徒も予想されるため、カリキュラムの中で就労体験を行うなど、様々な職業について説明を聞くことができる機会を提供できるように、企業等と連携してほしい。

### (3) 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知

- 夜間中学の入学対象となる方々がその存在を知り、学びの機会を得られるように、周知をしっかりと行うことが求められる。そのため、各市町村発行の広報誌等を活用するなど、市町村や関係団体と連携して県民に情報提供してほしい。